

千葉県中小企業再建支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた中小企業等が行う、3つの「密」の防止、飛沫感染・接触感染の防止等の感染症予防対策や、休業した事業者の営業再開に向けた周知、感染予防のための設備や消耗品類の整備、テナント料の負担などを総合的に支援するため、予算の範囲内において、この要綱に定めるところにより、支援金を支給するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）（以下、「法」という。）第2条第1項における会社及び個人のうち、別表1に掲げる業種を営むもの
- 二 医療法人であって、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの
- 三 社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人のうち、医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの
- 四 社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人のうち、医業を主たる事業とする法人以外の法人であって、法第2条第1項を準用する中小企業者の範囲を満たすもの
- 五 別表2に掲げる組合のうち、別表1に掲げる事業を行う法人であって、法第2条第1項を準用する中小企業者の範囲を満たすもの

(支給対象者)

第3条 支給の対象者（以下「支給事業者」という。）は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- 一 新型コロナウイルス感染症の拡大により売上高が2分の1以下に減少した中小企業者であること。
- 二 千葉県内に主たる事業所を有する者であること。
- 三 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。

ないこと。

四 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

五 知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき休業等の要請を行った施設を有する者にあつては、当該要請に応じていること。

2 前項の規定にかかわらず、支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)) が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、支給の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（暴力団密接関係者）

第 4 条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当する者（補助事業を行う者が

法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体) とする。

(支給額)

第5条 この支援金の支給額は、事業の用に供する事業所について、賃借している当該事業所の数に応じて、以下の額を支給する。

- 一 賃借している事業所がない場合 20万円
 - 二 1事業所を賃借している場合 30万円
 - 三 複数の事業所を賃借している場合 40万円
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第5号に該当し、令和2年4月22日から令和2年5月6日までの全ての期間についてのみ要請に応じている場合、以下の額を支給する。
- 一 賃借している事業所がない場合 10万円
 - 二 1事業所を賃借している場合 20万円
 - 三 複数の事業所を賃借している場合 30万円
- 3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第5号に該当し、令和2年5月9日から令和2年5月31日までの全ての期間についてのみ要請に応じている場合、10万円を支給する。

ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業等の要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までの全ての期間についてのみ要請に応じている場合、10万円を支給する。

(交付申請及び実施報告)

第6条 支給事業者は、支援金の支給を受けようとするときは、交付の申請及び実施報告を、別記第1号様式により行うこととし、次の各号に掲げる書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。その提出部数は正本1部とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- 一 売上高が2分の1以下に減少したことが確認できる書類
- 二 事業所を賃借していることが確認できる書類
- 三 休業の状況が確認できる書類（第3条第1項第5号に該当する場合のみ）
- 四 その他知事が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請及び実施報告を受理したときは当該申請の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行うこととし、第2号様式により支給事業者に金額を通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 支給事業者は、前条の規定による支援金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に、第3号様式により申し出なければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定はなかったものとみなす。

(支給事業の経理等)

第9条 支給事業者は、第6条第1項各号に掲げる書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかななければならない。

2 支給事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を支給事業の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(状況報告)

第10条 支給事業者は、第6条の規定に基づく交付申請の内容に係る実施状況について、知事の要求があったときは速やかに状況を知事に報告しなければならない。

(支援金の支払)

第11条 支援金は第7条第1項の規定により交付を決定した後に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 支給事業者が、法令、本要綱等又は法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 支給事業者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

三 支給事業者が、第3条第2項及び第4条に該当する者であることが判明したとき。

2 支給事業者は、第1項の規定により支援金の交付の決定が取り消された場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、支給事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

4 支給事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

（理由の提示）

第13条 知事は、第7条の審査に基づき支援金を交付しない決定をした場合及び前条に基づき支援金の交付の決定の取消し等をするときは、当該支給事業者等に対してその理由を示すものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本支援金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度分の支援金に適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和2年5月7日から施行し、令和2年度分の支援金に適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和2年6月22日から施行し、その規定は令和2年5月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条第 1 号関係)

日本標準産業分類上の分類 (第 13 回改定 (平成 26 年 4 月 1 日施行))
大分類 C (鉱業, 採石業, 砂利採取業)
大分類 D (建設業)
大分類 E (製造業)
大分類 F (電気・ガス・熱供給・水道業)
大分類 G (情報通信業)
大分類 H (運輸業, 郵便業)
大分類 I (卸売業, 小売業)
大分類 J (金融業, 保険業)
大分類 K (不動産業, 物品賃貸業)
大分類 L (学術研究, 専門・技術サービス業)
大分類 M (宿泊業, 飲食サービス業)
大分類 N (生活関連サービス業, 娯楽業)
大分類 O (教育, 学習支援業)
大分類 P (医療, 福祉)
大分類 Q (複合サービス事業)
大分類 R (サービス業 (他に分類されないもの))

別表 2 (第 2 条第 2 号関係)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 ・ 協業組合 ・ 商工組合及び商工組合連合会 ・ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ・ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 ・ 内航海運組合、内航海運組合連合会
